

令和 8 年度和歌山県高校教育改革促進拠点運営事業に係る和歌山工業高校改革支援業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、令和 8 年度和歌山県高校教育改革促進拠点運営事業に係る和歌山工業高校改革支援業務を委託するにあたり、優れた企画力や遂行力を持つ事業者の創意工夫やノウハウの活用が重要であることから、最も高い創造力、企画力、技術力等の力量を有する適切な事業者に委託するために実施する公募型プロポーザル方式の手続について、必要な事項を定めるものである。

1. 業務概要

別添仕様書のとおり。別添仕様書のとおり。ただし、企画提案にあたっては、仕様書の「3. 委託期間」の「契約日」を令和 8 年 10 月 1 日と想定し、別添「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業計画書」及び「和歌山工業高等学校個別計画書（抜粋）」の他、文部科学省が「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」に関して公表している情報、和歌山県教育委員会及び和歌山県立和歌山工業高等学校がウェブサイトにおいて公表している情報等も踏まえて記載すること。

2. 応募資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 民間企業、NPO 法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による手続を行っている者ではないこと。
- (5) 国税又は地方税の滞納がない者であること。

3. 応募申請

本プロポーザルに応募する者は、次のとおり応募申請を行うものとする。

- (1) 提出書類：応募申請書（様式 1）正本 1 部に、次に掲げる書類を添付するものとする。

書 類 名	必 要 部 数
(ア) 誓約書（様式 2）	正本 1 部
(イ) 応募者の概要が分かるもの（任意様式）	正本 1 部及び副本 5 部
(ウ) 役員等に関する調書（様式 3）	正本 1 部
(エ) 登記事項証明書	正本 1 部
(オ) 財務諸表	正本 1 部
(カ) 県税の全税目、消費税及び地方消費税に係る納税証明書	正本 1 部
(キ) 企画提案書（A4 用紙 20 頁以内の任意様式）	正本 1 部及び副本 5 部
(ク) 見積及び積算内訳書（A4 用紙 2 頁以内の任意様式）	正本 1 部及び副本 5 部

- ・ 応募書類の提出日において、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和 5 年和歌山県告示第 1000 号）に基づく競争入札参加者名簿に登載されている者は、登載が確認できる書類をもって、上記（ウ）～（カ）の書類に代えることができるものとする。
- ・ 官公署が発行する証明書は、申請書提出日 6 か月以内に発行されたものとし、写しのみの提出も可とする。
- ・ （イ）応募者の概要が分かるものについては、団体案内パンフレット等も可とする。
- ・ （オ）財務諸表については、法人の場合にあつては貸借対照表、損益計算書、株式資本等変

動計算書又はそれらに相当する書類、個人の場合にあつては青色申告書又は白色申告書の写しとする。

- ・(カ)のうち県税の全税目に係る納税証明書は、和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事業所を有する者のみ提出するものとする。
- ・(カ)のうち消費税及び地方消費税に係る納税証明書は、税務署の発行する様式その3、その3の2、その3の3のいずれかで、税目を「消費税及び地方消費税」とするものとする。

(2) 提出方法：持参又は書留郵便

(3) 提出先：〒640-8262 和歌山県和歌山市湊通丁北1-2-1

和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課（和歌山県庁南別館7階）

(4) 提出期限：**令和8年9月16日（水）17時必着**

(5) その他

- ・応募申請書類の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とする。
- ・提出された応募申請書類は返却しない。
- ・提出された応募申請書類は「和歌山県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となる。

4. 企画提案に係る質問

本プロポーザルの内容については、次の（１）に掲げる方法により質問を行うことができるものとし、次の（２）に掲げる方法により質問に対する回答を公表するものとする。

(1) 質問方法

- ・質問票（様式4）を和歌山県教育庁県立学校教育課に持参、郵便、Eメールのいずれかにより提出するものとし、口頭やFAXでの質問は受け付けない。
- ・持参、郵便の場合の提出先は、3.（3）に掲げる応募申請書類の提出先に同じとする。
- ・Eメールの場合の提出先アドレスは、e5002001@pref.wakayama.lg.jp とする。
- ・提出の期限は**令和8年9月9日（水）17時必着**とし、以後の質問は受け付けない。

(2) 回答方法

- ・質問に対する回答は、県教育庁県立学校教育課ウェブサイトで随時公表する。
- ・全ての質問に対する回答は、令和8年9月10日（木）17時までに上に掲げるウェブサイトで公表する。

5. 契約候補者の選定

提出された応募申請書類に基づき、次の（１）のとおり開催する選定委員会において次の（２）のとおり契約候補者を選定し、次の（３）のとおり結果の通知及び公表を行う。

(1) 選定委員会

- ・応募者が4者以上の場合、和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が提出された応募申請書類を元に予備審査を行い、予備審査結果の上位3者をプレゼンテーションによる本審査の対象とすることがある。
- ・選定委員会は令和8年9月28日（月）に開催し、各応募者が参集する時刻及び場所は令和8年9月18日（金）17時までにEメールにより、予備審査を行った場合の審査結果と併せて通知する。
- ・委員会の開催場所は、ホテルアバローム紀の国（和歌山市湊通丁北2-1-2）内とする。
- ・プレゼンテーションの時間は、応募者1者あたり15分以内とする。
- ・プレゼンテーションは、提出された応募申請書類に基づいて口頭で行うものとし、それ以外の発表用資料を使用することは不可とする。
- ・応募者1者あたり2名までの入室を可とする。
- ・各参加者のプレゼンテーション終了後、選定委員からの質疑の時間を設ける。

(2) 選定方法

- ・和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が、応募申請書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら別に定める評価基準の項目に基づき数値で評価し、その評価点の合計により契約候補

者を選定する。

- 各委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行った提案者のうち最高評価点の提案者1者を契約候補者とする。
- 評価点数の合計が同点の場合、見積及び積算内訳書で提示する金額がより安価な者を契約候補者とするものとし、提示金額も同額であった場合は選定委員による合議に基づき契約候補者を決定する。

(3) 選定結果

- 選定結果は、令和8年9月29日（火）正午までにEメールにより各応募者に通知する。
- 選定結果は、県教育庁県立学校教育課ウェブサイトにおいて、契約候補者の名称及び評価点、契約候補者以外の応募申請者の名称のみを公表するものとし、契約候補者以外の応募申請者に係る評価点は公表しない。

6. 失格

以下のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 「2. 応募資格」に掲げる要件を満たさない場合
- (2) 応募申請書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 応募申請書類作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (4) 応募者に次の行為があった場合
 - ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
 - イ 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと
 - ウ 選定終了までの間に、他の応募者に対して応募申請の内容を意図的に開示すること
 - エ 応募申請書類に虚偽の記載を行うこと
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

7. 契約の締結

選定した契約候補者と和歌山県は、本事業に要する費用を含む予算案が和歌山県議会において可決成立後すみやかに、提案された企画内容をもとに協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。本事業に要する必要を含む予算案が和歌山県議会において成立しない場合は契約を締結しない。

また、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において次点の候補者と協議の上契約を締結することがある。

8. 連絡先

- 担当課：和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課
- 担当者：田村、中山
- 所在地：〒640-8262 和歌山県和歌山市湊通丁北1-2-1（和歌山県庁南別館7階）
- 電話番号：073-441-3707
- Eメールアドレス：e5002001@pref.wakayama.lg.jp

以 上